

図書館 × 健康増進課 コラボ企画

図書館講座と健康ウォーキング

今年2月にテレビでも紹介された豊能町の多尊石仏・磨崖仏について、午前中は座学の図書館講座で学び、午後からは実物の石仏を巡りながらのウォーキングです。

日 時：9月5日（木）（※予備日 9月12日（木））
午前10時30分～午後3時30分

場 所：中央公民館会議室及び余野・川尻・木代地区

定 員：30名（事前申込制・先着順）

持 物：歩きやすい服装・靴・雨具

お弁当・お茶等水分補給できるもの

※座学のみ・ウォーキングのみの参加はできません。

※図書館前（午前10時発）より送迎バスが出ます。

希望者は申込時にお伝えください。

帰りも図書館までバスが出ます（午後4時着予定）。

※午前9時の時点で気象に関する警報が発令されていれば、予備日に延期します。

予備日も同様であれば中止とします。

受付開始：8月1日（木）～

共 催：豊能町観光ボランティアガイドの会



プログラム

○図書館講座 「豊能の歴史と自然～多尊石仏・磨崖仏～」

講師：小西護（こにしまもる）（町内在住・豊能町観光ボランティアガイドの会）

時間：午前10時30分～11時45分

●休憩・昼食 午前11時45分～午後0時30分

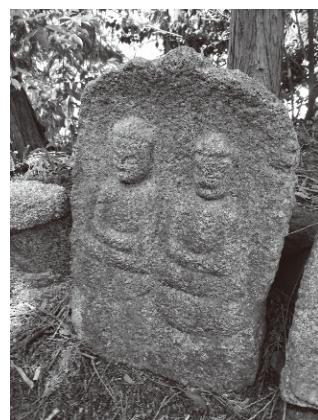
○健康ウォーキング～多尊石仏・磨崖仏を巡る～

時間：午後0時30分～3時30分

歩行距離：5.9km 歩数：10,000歩

所要時間：3時間（現地説明含む） 高低差：105m

※プログラムは変更になることがあります。



申=図書館☎738-3304 問=健康増進課☎738-3813・図書館☎738-3304

「とよのまつり」出店者ほか募集

恒例の「とよのまつり」は11月10日(日)に第2総合駐車場(吉川支所東側)をメイン会場として開催します。当日の会場での出店、ステージイベントでの出演者、フリーマーケットの参加者を次のとおり募集しますので興味のある方はぜひ申し込んでください。
詳細は町ホームページに掲載の募集要項をご覧ください。また、農林商工課、西公民館でも配布しています。みんなで、とよのまつりを盛り上げよう!

【会場出店】

出店場所=第2総合駐車場(予定) **募集区画**=30区画程度(予定)
¥=1区画3,000円~(広さによって変わります。) **締**=8月30日(金)

【フリーマーケット】

出店場所=保健福祉センター周辺(予定) **募集区画**=30区画程度(間口3m×奥行2mほか)
¥=1区画 1,000円 **締**=9月30日(月)

【ステージ出演】

資格=プロ、アマ問いません **募集数**=2組程度
¥=無料 **締**=8月30日(金)

※いざれも応募多数の場合などは、調整いたします。

申・問=とよのまつり実行委員会事務局(農林商工課内) ☎ 739-3424

ゆるキャラグランプリ

②①⑨

昨年は第50位!

今年も応援よろしくお願いします!

今年もゆるキャラグランプリ2019の投票が始まります。とよのんに**1日1票**の応援をよろしくお願いします。

投票期間=8月1日(木)~10月25日(金)

投票方法=ゆるキャラグランプリ公式サイト(<http://www.yurugp.jp/>)よりIDを登録し、投票してください。



二次元バーコードからも
アクセスできるよ!



問=秘書政策課 ☎ 739-3413

自衛官等募集案内

募集項目=
 (1) 航空学生(男・女)
 (2) 一般曹候補生(男・女)
 (3) 自衛官候補生(男・女)

※その他の募集種目については、お問い合わせください。
対=18歳以上33歳未満の方(ただし、航空学生は23歳未満)

受付期間=9月6日(金)まで
 (ただし、自衛官候補生については、年間を通じて受付)
問=自衛隊豊中募集案内所(阪急豊中駅下車、西へ徒歩2分) ☎ FAX 06-6843-8400

豊能町ふるさと寄附



町外在住のご親戚・ご友人にご紹介ください。



インターネットなら
いつでも簡単申し込み!

【問合せ】秘書政策課 ☎ 739-3413

「豊能町行財政改革プラン2019」の骨子を作成しました

町では、平成9年3月の「豊能町行政改革大綱」以降、さまざまな行財政改革に取り組んできました。

これらの行財政改革の取り組みにより、本町の基金総額は増加していましたが、平成28年度をピークにここ2年は減少しています。(出納閉鎖時点の現金ベース)

今後においても、人口減少などによる自主財源の減少に加え、公共施設の老朽化などによる維持管理費や施設の更新による費用の増加が見込まれ、このまま推移すると、財政調整基金などの基金の取り崩しによる財政運営が続くことになります。

そこで、基金の取り崩しに頼ることのない健全な財政運営を目指すために「豊能町行財政改革プラン2019」策定に向け骨子を作成しました。

○取組期間 令和元年度から令和4年度まで

○取組項目

取組項目	取組目標	取組内容
(1) 組織・機構の 改革	多様化・複雑化する住民ニーズに対して、的確かつ迅速に対応できるよう時代に即応した組織体制への見直しや横断的な対応が図れる組織づくりを進める。 また、任用方法の多様化や任用基準の見直しについて検討し、効率的な人員配置を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的に組織・機構を見直し機関改革を行うとともに、業務の平準化が図れるよう事務分掌の見直しを行う。 効率的な人員配置のために任用方法の多様化を図るとともに非常勤職員の採用基準の見直しを検討する。など
(2) 行政経営の 改革	民間事業者が有する知識や経験を活用することが有効な業務について、効果やコストなどの分析をした上で、民間委託や民営化をはじめとする、さまざまな手法により事務事業の合理化や効率化を図る。 また、府内市町村とのさらなる広域化や事務事業の連携、共同運営などについて検討し、広域行政の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集業務やとよのんPR事業など民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的な運営が見込まれる事務事業については、民間委託や民営化などを検討する。 基幹系以外のクラウド化について、本町、河南町、千早赤阪村の3町村間で研究・協議を進める。 消防のさらなる広域化(通信システムの共同運用)について、協議・検討を行う。など
(3) 財政運営の 改革	新たな財源確保に向けた検討を進めるとともに、事務事業の廃止・縮小、類似する事業は統合を図るなどの見直しを行い、健全で持続可能な財政運営をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税の充実、遊休地の売却、コインパーキングの導入など新たな財源確保を図る。 人件費の抑制手法や新電力導入の検討など、費用の削減や赤字額の減少を図る。 下水道事業会計の公営企業法適用により、下水道事業会計の透明性の確保や健全化を図る。など
(4) 施設運営の 改革	人口減少や施設の老朽化による維持管理費の増など将来を見据え、施設の再編・再配置など公共施設の今後のあり方について検討し、施設の合理化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設再編検討委員会」を設置し、本庁を含めたすべての公共施設のあり方を検討し、施設の合理化を図る。 吉川保育所とひかり幼稚園の再配置について、こども園化を図る。など

問=行財政課 ☎739-3414



【個人事業税のお知らせ】

第1期分の納期限は、9月2日（月）です。

期限内に納付していただきますよう、よろしくお願いします。

8月に第1期分及び第2期分の納付書をまとめて送付します（口座振替ご利用の方を除きます。）ので、納付時には、お間違いのないようご注意ください。

*年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。

*納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。

*詳しくは、豊能府税事務所（☎752-4111）へお問い合わせください。

府税のホームページ [府税あらかると](#)



©2014 大阪府もずやん

案内一般

町議会 10月定例会議 (6月3日～13日)

田長が提出し、議決等された案件および主な内容は次のとおりです。

○平成30年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件

耕地災害復旧事業、小学校空調機器設置事業、農産物販売等拠点施設整備事業など全22事業について、平成30年度に事業が完了できないため、同年度に執行した諸費用を除く額を平成31年度に繰り越すものです。

○平成30年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件

中学校施設整備事業について、天候不順や年度末の工事の集中などにより作業員の確保が困難となつたため、平成30年度に事業が完了できず、平成31年度に繰り越すものです。

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがあります

人権擁護委員の任期満了に伴い、同委員の候補者として次の方の推薦に際し、議会の意見を求めるものです。

住所 光風台6丁目10番地の11
氏名 富永 賀子

○消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の研修の実施主体に指定都市の長を追加するものです。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、手数料及び使用料の額などについて、関係する6つの条例を改正するものです。

に伴い、手数料及び使用料の額などを改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴い、10月の消費税率10%への引上げに合わせて、低所得者の保険料の更なる軽減強化を行つものです。

○豊能町監査委員条例改正の件

監査委員について、町議会議員のつちから選任しないこととするため、所要の改正を行つものです。

○豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸付けについて、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てる場合で据置期間経過後は年1.5%とするなど、所要の改正を行つものです。

○豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の延長等について、所要の改正を行つものです。

○豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の研修の実施主体に指定都市の長を追加するものです。

○豊能町介護保険条例改正の件

介護保険法施行令及び介護保険の国

庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴い、10月の消費税率10%による減額分と一般会計からの繰入金を財源振替するものです。

○副町長の選任につき同意を求めるものについて

副町長の選任に際し、議会の同意を求めるものです。

○豊能町教育長の任命につき同意を求めるものについて

教育長の任命に際し、議会の同意を求めるものです。

○令和元年度豊能町一般会計補正予算の件(第2回)

既定の歳入歳出予算の総額に10,325万2千円を増額し、予算の総額を770億8003万7千円とするものです。

歳出の主なものは、プレミアム付商品券発行に伴う費用、幼児教育無償化

改修費、介護保険制度改正に伴うシステム改修費、介護保険特別会計への繰出金です。

○令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件(第2回)

既定の歳入歳出予算の総額に1,150万2千円を増額し、予算の総額を115億1,3004万6千円とするものです。

歳出の内容は、消費税増税に伴うシステム改修費、低所得者の保険料軽減強化による減額分と一般会計からの繰出金を財源振替するものです。

○副町長の選任につき同意を求めるものについて

副町長の選任に際し、議会の同意を求めるものです。

○豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

財政健全化の一環として、副町長及び教育長の給料の月額を現町長の任期中10%減額するものです。

○豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

財政健全化の一環として、副町長及

び教育長の給料の月額を現町長の任期

中10%減額するものです。

問) 総務課 073-301-3410

び教育長の給料の月額を現町長の任期

中10%減額するものです。

猪名川上流広域ごみ処理施設環境 保全委員会委員を募集します

猪名川上流広域ごみ処理施設組合では、「国崎クリーンセンター」から排出される排ガスや排水の状況、周辺環境の状況、並びに施設の稼働状況を見守つていただきため、環境保全委員会を開催しています。

委員会は学識経験者、関係行政職員等、周辺地域住民代表、そして構成市町住民からの公募委員で構成されています。

今般、第7期委員の任期がの田30日に満了するため、新たな住民委員を募集いたします。

募集人員＝川西市3名、猪名川町1名、

豊能町1名、能勢町1名の6名

※3期以上連続して委員にならじとはできません。なお、応募が各市町の募集人数を超えた場合には、抽選により委員を決定いたします。

任期＝10月1日～令和3年9月30日

会議＝平日の夕方（午後6時30分から2時間程度）に川西市役所内で年4回程度開催します。会議出席の都度、報償費として11,100円（源泉徴収有）をお支払いします。

応募方法＝所定の応募用紙により、猪

名川上流広域ごみ処理施設組合への月16日（金）午後5時30分までにお申し込みください。（持参または郵送、必着）

※応募用紙は、組合事務所および構成市町の環境部局にて配付いたします。

また、組合ホームページからもダウンロードできます。詳細は、当組合事務局総務課までお問い合わせください。

申・問＝070-0000-0103

川西市国崎字小路13番地
猪名川上流広域ごみ処理施設組合

☎ 070-0000-0103
<http://www.kunisakicc.jp/association/>

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・ 経過的福祉手当の現況届について

現在、特別障がい者手当、障がい児

福祉手当、経過的福祉手当を受給して

いる方は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む）の提出が必要です。現況届に必要な書類を送付しま

すので、必ず提出してください。

現況届が未提出の方は、提出するまでの間、手当を差し止められことがあります。

老人医療証（一部負担金相当額等一部助成）の更新手続きはお済みですか

有効期限が7月31日までの老人医療証（一部負担金相当額等一部助成）をお持ちの方で、更新の手続きがお済みでない方は、早めの手続きをお願いします。

なお、既に更新手続きをされた方は、8月1日以降有効の新しい医療証を7月31日までにお送りしています。

提出先＝保健課、吉川支所

問＝保健課（国保）☎ 070-03400-0103

要支援・要介護を受けている被保険者の方に介護保険負担割合証を送付しています

要支援・要介護認定を受けている被

保険者の方および総合事業対象者の被

保険者の方に、各自の負担割合（1割、

2割または3割）を記載した「介護保険負担割合証」を順次送付しております。

介護サービスを利用される際に、「介護保険負担割合証」が必要になります

ので、介護保険被保険者証と併せて

サービス提供事業所に提示してください。

	特別障がい者手当 月額27,200円	障がい児福祉手当 月額14,790円
支給対象	満20歳以上の在宅の方で、身体または精神に著しく重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため、日常生活に常に特別の介護を必要とする方	満20歳未満の在宅の方で、身体または精神に重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため、日常生活に常時の介護を必要とする方
支給制限	①病院等に3か月を超えて入院している方 ②施設に入所している方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方	①障害年金などの障がいを支給理由とする年金を受給している方 ②施設に入所している方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方

期間＝8月1日（木）～20日（火）

提出先＝福祉課または吉川支所

問＝大阪府池田子ども家庭センター
生活福祉課☎ 070-03400-0103

■利用者負担割合の要件

第1号被保険者 (65歳以上の方)	以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身は340万円以上、2人以上は463万円以上	3割
	3割の対象とならない方で、以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身は280万円以上、2人以上は346万円以上	2割
	上記以外の場合	1割

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は一律1割負担です。

農業用ため池の届出制度が 始まりました

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しています。

「」のため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壟による災害を防止するため、7月1日『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』が施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報等を大阪府知事に届け出ることが必要となります。

A 農業用に利用される全てのため池です
Q 届出が必要となるため池は?。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合は、届出が必要です。

Q 届出の期限は?。

A 法律施行日の7月1日以後、6か月以内です。

※法律の施行日前に設置された施設については、施行日から6か月以内に、新設の場合は遅滞なく届け出をする必要があります。

Q 届出をすべき人は?。

A 農業用ため池の所有者です
※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

Q ため池を廃止する場合は?。

A 廃止や代表者の変更など届出内容に

変更があった場合は、遅滞なく届け出する必要があります。

届出内容などの詳細は、左記にお問い合わせください。

大阪府環境農林水産部農政室整備課

農空間整備グループ
☎ 06-60941-0301-1
(内線07-500-6750-1)

大阪府北部農と緑の総合事務所
出窓口は、豊能町建設環境部農林商工課です。
☎ 072-602-1121

問=農林商工課 ☎ 739-3424

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、農地法第30条第1項に基づき、8月に、町内のすべての農地を対象とした農地利用状況調査を実施します。

「」の調査は、農地の有効利用を図るため遊休農地を調査するものです。著しく雑草の繁茂する農地がある場合は、速やかに草刈りなどをを行い適正な管理をお願いします。

また、調査時に皆さまの所有地に立入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

問=農業委員会事務局(農林商工課内)
☎ 739-3424

国保診療所からのお知らせ

国保診療所では、次のとおり内科・歯科の診療を実施しています。

【内科診療】

診療日=月・水・金曜日(祝日及び年末年始12月28日～1月3日は休診)

診療時間=午前9時30分～11時30分 ※予約は不要(ただし予防接種は予約必要)

【歯科診療】

診療日=月曜日～金曜日(祝日及び年末年始12月28日～1月3日は休診)

診療時間=午前9時～正午、午後2時～5時(受付午後4時まで)※完全予約制

また、12月までの火曜日に特別診療(特定健康診査等)を実施しています。ぜひご利用ください。

【特別診療】

診療日=8月13・27日、9月10・24日、10月8・29日、11月12・19・26日、12月3・10・17日

診療時間=午前9時30分～正午(受付午前9時～11時30分)

午後1時30分～4時30分(受付午後1時30分～4時)

診療内容=特定健康診査(11月まで)、

肺炎球菌ワクチン接種(12月まで)、風しん追加の対策(抗体検査・定期接種)(12月まで)、インフルエンザ予防接種(10月～12月)※完全予約制

その他=特別診察時は内科の一般外来を行いません。

問=国保診療所☎ 739-0004